

一般社団法人ソーラーシェアリング推進連盟

会員規則

2026年7月14日

第1条(目的)

この規則は、一般社団法人ソーラーシェアリング推進連盟(以下「当連盟」という。)の定款に基づき、会員の種別、入会、会費その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(入会)

- 1 当連盟の会員になろうとする者は、当連盟所定の方法により入会の申込みを行うものとする。
- 2 入会の可否は、次に掲げる基準に基づき理事会の決議によって決定する。
 - (1)当連盟の目的に賛同するものであること
 - (2)過去に当連盟から除名処分を受けていないこと
 - (3)反社会的勢力に属していないこと
- 3 理事会が入会を承認した場合、当連盟はその旨を通知する。
- 4 入会は、会費の納入をもって成立する。

第3条(会員の種別)

- 1 会員は、次の3種とする。
 - (1)正会員
 - (2)賛助会員
 - (3)個人会員
- 2 正会員は、法人・団体及び専業・兼業農家等の個人農家であって、ソーラーシェアリングに関連する事業を営み、主として農業又は発電事業に実質的に関与するものとする。
- 3 正会員は、次の区分とする。
 - (1)大規模ソーラーシェアリング事業者（税法上の中小企業者に該当しない法人、すなわち資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人をいう。）
 - (2)中小規模ソーラーシェアリング事業者及び専業農家、兼業農家等
- 4 賛助会員は、主として正会員に該当しない法人又は団体(金融機関、研究機関、メーカー、O&M企業等)とする。
- 5 賛助会員は、次の区分とする。
 - (1)大企業（税法上の中小企業者に該当しない法人、すなわち資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人をいう。）
 - (2)中小企業

- (3)行政機関
- (4)業界団体等

6 行政機関及び業界団体の取扱いは理事会の決議により定める。

7 個人会員は、非正会員として、別途規則を定める。

第4条(会員の権利)

1 正会員は、次の権利を有する。

- (1)社員総会における議決権
- (2)理事の選任権
- (3)当連盟の運営に関する提案権
- (4)正会員限定の部会・会合等への参加及び資料へのアクセス
- (5)ソーラーシェアリングに関する論文、資料等のアーカイブ閲覧権利

2 賛助会員は、次の権利を有する。

- (1)当連盟主催イベントへの参加
- (2)当連盟からの情報提供の受領
- (3)正会員限定の部会・会合への一部オブザーバー参加
- (4)ソーラーシェアリングに関する論文、資料等のアーカイブ閲覧権利

3 賛助会員及び個人会員は、社員総会における議決権を有しない。

第5条(会費)

- 1 会員は、別表に定める会費を支払うものとする。
- 2 別表は、理事会の決議により変更することができる。

第6条(退会)

- 1 会員は、退会届の提出により任意に退会できる。
- 2 会員が死亡又は解散した場合は退会したものとみなす。
- 3 会費を6ヶ月以上滞納した場合、理事会の決議により退会とみなすことができる。

第7条(退会勧告)

代表理事は、会員が当連盟の目的に著しく反する行為を行った場合、理事会の決議により退会を勧告することができる。

第8条(除名)

- 1 会員が次の各号に該当する場合は除名できる。
- (1)当連盟の運営を著しく妨害したとき

- (2) 名誉又は信用を著しく毀損したとき
- (3) 目的に反する行為を行ったとき

- 2 社員の除名は社員総会の決議による。
- 3 社員以外の除名は理事会の決議による。
- 4 除名に当たっては、当該会員に対し、あらかじめ通知し、弁明の機会を与える。

第9条(再入会)

除名された者の再入会は、次の条件を満たす場合に限り認める。

- (1) 除名から3年以上経過していること
- (2) 除名事由が解消されていること
- (3) 第2条の入会基準を満たすこと

第10条(規則の変更)

この規則は、理事会の決議により変更することができる。

第11条(附則)

この規則は、2026年8月1日より施行する。

別表

会員区分	年会費
正会員(大SS事業者)	3万円／口 × 7～40口
正会員(中小SS事業者、専業・兼業農家等農家で個人農家を含む)	3万円／口 × 1～3口
賛助会員(大企業)	50万円
賛助会員(中小企業)	10万円
賛助会員(行政)	無料
賛助会員(業界団体等)	無料(理事会による承認が必要)